令和８年度　学校体育実技指導協力者派遣事業（水泳）　実施要項

静岡県教育委員会

１　趣旨

静岡県教育委員会が公立小学校に対して、実技指導協力者（以下「協力者」という。）を計画的に派遣し、教員の資質向上と体育指導の充実及びこどもの体力向上を図る。

２　事業内容

協力者の派遣を希望する小学校に対し、体育の授業及び放課後、夏休み等の水泳指導における実技の指導及び助言、実技指導の補助を行う。

３　対象学年

小学校３年生～６年生

４　指導時間・指導人数

(1) 体育の授業又は放課後、夏休み等の水泳指導に協力者を派遣する。

(2) １回の指導時間は１単位時間（45分間）とし、原則１日２単位時間とする。

(3) １単位時間に指導する児童は、原則40人以内とする。

５　派遣期間

令和８年６月15日（月）から８月28日（金）までを原則とする。

６　申込み

ア　**小学校**

派遣を希望する小学校は、「別紙様式１」を**市町教育委員会**に提出する。

イ　**市町教育委員会**

希望する小学校を取りまとめて「別紙様式２」を作成し、「別紙様式１」と合わせて以下の提出先に電子メールで提出する。

＜提出先＞　静岡県教育委員会健康体育課　学校体育班

【Eメールアドレス】　kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp

７　協力者

公立学校の教員以外の者のうち、関係団体の推薦を受け、県教育委員会が委嘱した者とする。

８　経費

本事業に係る協力者への謝金及び旅費については、県教育委員会が負担する。

(1) 支給額

ア　報償費

１単位時間当たり2,000円とする。

イ　旅費

旅費は、静岡県職員の旅費に関する条例・規則等に基づき支給する。

(2) 源泉徴収税額

報償費については所得税を控除する。

(3) 支払期日及び支払方法

報償費及び旅費は、当月分を翌月の末日に、本人指定口座に振り込む。

なお、支払期日が週休日又は休日の場合は、直前の金融機関営業日とする。

(4) 支給に係る事務手続

ア　協力者は、「口座振込依頼書」を事前に下記まで提出する。

イ　協力者派遣校は、学校長が確認した「実技協力者勤務実績簿」を、各月の事業終了後、速やかにＥメールにて下記に提出する。期限は翌月の３日必着とする。

ウ　提出先

＜提出先＞　〒420－8601　静岡市葵区追手町９番６号

静岡県教育委員会健康体育課　学校体育班　あて

【Eメールアドレス】　kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp

９　その他

本事業に関わる指導者の保険については、「スポーツ安全保険」に加入することとし、加入に必要な手続き及び費用の負担は、健康体育課で行う。